

(仮称)戸田市地球温暖化対策条例素案についてのご意見募集に対する回答

貴重なご意見ありがとうございました

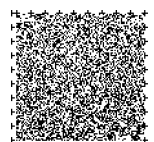
案 件 名 (仮称) 戸田市地球温暖化対策条例素案について

意見募集期間 平成21年9月1日(火)～平成21年9月30日(水)

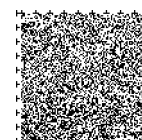
パブリックコメントとしてご意見を募集した結果、2名の方から9件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

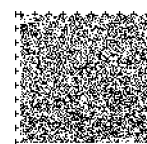
	ご意見の概要	市からの回答(対応)
1	条例案は、時代を先取りする、まさに先進的、画期的なものであるが、地球温暖化対策はよりグローバルなものであり、1自治体だけで完結するものでは決してない。県内において戸田市だけが突出して取り組んだところで、他自治体、日本、世界がそうした方向にならない限り、全く実効をなさないのは自明である。しかしながら、戸田市が他自治体に先駆けて取組むことを宣言し、他自治体などへ影響力を示すということであるならば、まさに「地方主権」を地で行く画期的試みとして大いに評価されるものであると考える。また、条例の施行となれば、副次的効果としてそのことによる戸田市民の誇れる市民意識の醸成にもつながっていくものだと思う。	ご意見として承ります。



2	<p>市民はもちろんだが、事業運営に直接影響を受ける「特定事業者」や業界団体などに対して、事前の説明なり、協議なりを十分に行っているのか。行政は常に情報を明らかにし、対話と理解、協調によって進められるべきである。パブリックコメントだけでは全く不十分である。</p>	<p>特定事業者などに対しては、個別に説明・意見交換を行ってまいりたいと考えます。</p>
3	<p>「特定事業者」の方に実施上難点があるとするならば、事業者に関しては「努力義務」とし、市民及び市行政の責務を中心とした、いってみれば“社会運動論”的な条例ということもありうるのではないかと考えるが、そこまで考える（心配する）必要は全くないということなのか。</p>	<p>特定事業者の適用については、「地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律や埼玉県地球温暖化対策推進条例」との整合性を図りつつ、進めてまいります。</p>
4	<p>第2条（定義）（5）について 再生可能エネルギーの定義について、「太陽光、風力その他規則で定める」と記載されていますが、定義は物事すべての基本となるものですので、もし特段の事情がなければ、戸田市で独自に定義を定めるよりも埼玉県条例と同一とする方が無用の混乱を避けられると考えます。</p>	<p>再生可能エネルギーの定義については、埼玉県地球温暖化対策推進条例と同一としてまいりたいと考えます。</p>
5	<p>第7条（地球温暖化対策実行計画）第2項（2）について 「温室効果ガスの排出の抑制および削減に関すること」の策定においては、結果として市内の健全な事業活動を抑制することのないよう、検討をお願いします。</p>	<p>実行計画の策定にあたっては、特定事業者などとの意見交換を行うなどして、実行計画の内容を検討してまいりたいと考えます。</p>



6	<p>第8条（特定事業者の地球温暖化対策計画）について</p> <p>① 地球温暖化対策計画においては、排出削減努力をきちんと実施した特定事業者が正しく評価されるような仕組みとなるよう、検討をお願いします。</p> <p>② 特定事業者以外の事業者にも、環境意識を高めてもらうために地球温暖化対策計画の提出（任意提出）を認めるお考えはありませんでしょうか。その場合には、条例にその旨記述された方がよいと考えます。</p> <p>③ 特定事業者の規模条件は県と同じですので、提出書類の様式は、可能な限り事業者の負担が軽減されるよう、県提出書類との共通化のご検討をお願いします。</p>	<p>① 条例素案の第19条にも規定しておりますが、地球温暖化対策を推進する活動を、率先して行った市民等への表彰を考えます。</p> <p>② 任意提出については、条文に新たに規定したいと考えます。</p> <p>③ 提出書類の様式は、県との共通化を図ってまいりたいと考えます。</p>
7	<p>第9条（建築物環境配慮指針の策定）について</p> <p>指針の策定にあたっては、企業間の健全な競争環境を疎外しないような検討をお願いします。省エネルギー機器導入助成金や税制優遇等の検討など、新築や改築・増築等の設備改修時のインセンティブの検討をお願いします。</p> <p>また、省エネルギー機器の普及促進については、エネルギー事業者やエネルギー機器製造メーカーが、市との連携により、普及・啓発を図る取組みを行えるよう、検討をお願いします。</p>	<p>省エネルギー機器等の導入助成については、条例素案第20条に基づく助成制度等を検討してまいります。</p> <p>また、省エネルギー機器の普及促進のための事業者等との連携については、検討してまいりたいと考えます。</p>
8	<p>第10条（既存建築物の環境配慮）について</p> <p>「建築物の改修を行う際に再生可能エネルギーを活用」と記載されていますが、建築物のCO₂削減を図るためには再生可能エネルギーだけに限定することなく、省エネ性に優れた機器も対象にし、より取組みやすい制度にすべきと考えます。</p>	<p>建築物環境配慮指針に省エネ性に優れた機器については、示したいと考えます。</p>



9	<p>第11条（特定建築物環境配慮計画の作成等） について</p> <p>特定建築主以外の建築主にも、環境意識を高めてもらうために特定建築物環境配慮計画の提出（任意提出）を認める考えはありませんでしょうか。その場合には、条例にその旨記述された方がよいと考えます。</p>	<p>任意提出については、埼玉県条例にも規定されていないことから、現時点では、任意提出について考えておりません。今後の検討課題とさせていただきます。</p>
---	---	--

